

關係法令

○地方自治法（抜粋）

第 14 条（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 15 条（略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第 199 条第 2 項後段の規定を準用する。

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第 199 条（略）

②～⑥ (略)

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に告訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 (略)

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令

で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

- 第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。
 - 4 普通地方公共団体の長は、第 2 項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第 252 条の 37 (略)

2~3 (略)

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務

に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第 199 条第 7 項の規定による監査の特例)

第 252 条の 42 普通地方公共団体が第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第 199 条第 7 項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2~6 (略)

○地方自治法施行令（抜粋）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第 158 条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
 - 二 手数料
 - 三 賃貸料
 - 四 物品売払代金
 - 五 寄附金
 - 六 貸付金の元利償還金
 - 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。)を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 4 第 1 項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
(契約保証金)

第 157 条の 16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第 167 条の 7 第 2 項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、児童文化施設その他社会教育に関する公の施設をいう。

（設置）

第3条 市は、別表第1及び別表第2のとおり教育施設を設置する。

（使用の許可）

第3条の2 社会教育に関する公の施設(以下「社会教育施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用の許可を行わせる社会教育施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第3条の3 教育委員会は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（使用料及び手数料の減免等）

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

（使用の制限等）

第6条 教育委員会は、社会教育施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐偽その他不正な手段により使用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(教育施設の職員)

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設(指定管理者に管理を行わせる施設を除く。)に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

- (1) 生涯学習センター
- (2) 美術館
- (3) 博物館
- (4) 文学館
- (5) 史料館
- (6) 視聴覚センター
- (7) 青少年の家
- (8) 児童文化施設

(図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

- 2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。
- 3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者)

第9条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、教育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

青少年の宿泊を伴うとき	足立青少年の家 もじ少年自然の家 かぐめよし少年自然の家 たしろ少年自然の家 玄海青年の家	1人1泊	一般		高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者	1	市内の小学校及び中学校の児童及び生徒が指導者の引率のもとに使用するときは、使用料(指導者に係る使用料を含む。)を徴収しない。 2 宿泊をする場合には、シーツ等のクリーニング代として実費に相当する額の範囲内で教育委員会が定める額を徴収する。
			750円	300円	150円			
青少年の宿泊を伴うとき	畑キャンプセンター	研修室	1人	1泊	一般	高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者	2
						1,500円	1,200円	
		バンガロー	4人用	1棟	6,000円			
					9,000円			
					15,000円			
		常設テント	1張	7,500円				
3,750円								
青少年の宿泊を伴わないとき	区分	1時間又はその端数ごとに	9時～12時		12時～17時		17時～22時	
			平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日
			750円	1,000円	1,050円	1,350円	1,050円	1,350円
	もじ少年自然の家		500円	650円	690円	900円	690円	900円

	かぐめよし少年自然の家 たしろ少年自然の家									
足立青少年の家 もじ少年自然の家 かぐめよし少年自然の家 たしろ少年自然の家 玄海青年の家 夜宮青少年センター	会議室 研修室 音楽室 工作室 美術工芸室 茶室 集会室 和室	9時～12時 1時間又はその端数ごとに90円	12時～17時 1時間又はその端数ごとに100円	17時～22時 1時間又はその端数ごとに160円						
畑キャンプセンター	研修室	1人	一般	高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者					
			1時間又はその端数ごとに150円	1時間又はその端数ごとに100円	1時間又はその端数ごとに70円					
	バンガロー	4人用	1棟				6,000円			
		6人用					9,000円			
		10人用					15,000円			
	常設テント	1張				7,500円				
フリーテント				3,750円						
ユースステーション	区分	10時～13時	13時～17時	17時～21時						
	多目的ホール	1時間又はその端数ごとに	350円	330円	540円					
	会議室1	の端数ごとに	170円	180円	260円					
	会議室2									
	調理室									
工芸室		270円	220円	330円						
区分		10時～17時		17時～21時						
		平日	土曜日	平日	土曜日					

						日曜日 休日		日曜日 休日					
		スタジオ 1 スタジオ 3	1時間又 はその 端数ご とに	1,200 円	1,500 円	1,500 円	1,800 円						
		スタジオ 2	1時間又 はその 端数ご とに	1,050 円	1,200 円	1,200 円	1,500 円						
児童 文化 施設 科学館 入場料	区分			一般	中・高等学 校の生徒	小学校の児 童	1 A及びBの適用区分 は、次のとおりとす る。 (1) Aは、展示室及 びプラネタリウム に入場するとき。 (2) Bは、展示室の みに入場すると き。 2 市内の小学校及び 中学校の児童及び生 徒が学習計画に基づ き教員の引率のもと に入場するときは、 入場料(教員に係る 入場料を含む。)を 徴収しない。						
	個人	1人1回	A	450円	300円	220円							
			B	150円	100円	70円							
	団体	30人以 上50人 未満	A	400円	270円	190円							
			B	120円	90円	60円							
	50人以 上	"	A	360円	240円	180円							
			B	100円	70円	40円							
	区分				9時～12時	12時～17時	17時～21時	市外居住者の使用に 係る使用料の額は、規 定使用料の額の20割に 相当する額とする。					
					平日	土曜 日 日曜 日 休日	平日				土曜 日 日曜 日 休日	平日	土曜 日 日曜 日 休日
	児童文化 科学館	大集会室	1時	350円	330円	—							
小集会室 児童文化 財室		間 又 は そ の 端 数 ご と に	90円	100円	—								
こども文 化会館	児童劇場	その 他の 室	900円	1,050 円	1,080 円	1,290 円	1,680 円	2,020 円					
	その他の 室		90円	100円	200円								

○北九州市立青少年の家管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入退所時間等)

第2条 青少年の家(ユースステーションを除く。)の入所及び退所の時間は、別表第1のとおりとする。

2 ユースステーションの開所時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。) 午前10時から午後9時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後1時から午後9時まで

(休所日)

第3条 休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を指定することができる。

- (1) 月曜日(指定管理者に管理を行わせる青少年の家及びユースステーションを除く。)
- (2) 休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)(指定管理者に管理を行わせる青少年の家及びユースステーションを除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用者の資格)

第4条 青少年の家を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校の児童
 - (2) 中学校の生徒
 - (3) 高等学校の生徒
 - (4) 大学の学生(少年自然の家を除く。)
 - (5) 勤労青少年(少年自然の家については、原則として18歳以下の者とする。)
 - (6) 前各号に掲げる者の引率者及び指導者
 - (7) 第1号から第4号までに掲げる者に準ずる者及びその他の者で教育委員会が特に認める者
- 2 玄海青年の家を使用しようとする者は、適正な研修計画を持った5人以上の団体でなければならない。

(使用の申請)

第5条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)第3条の2第1項の規定により青少年の家の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ申請書を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる青少年の家にあつては、指定管理者)に提出しなければならない。

(使用の期間)

第6条 条例第3条の2第1項の許可を受けた者の使用は、1回の使用につき6日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(冷暖房設備使用料)

第7条 別表第2の左欄に定める設備を使用したとき(宿泊を伴わないとき(ユースステーション

ンのスタジオを使用したときを除く。)に限る。)の使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

(指定管理者に管理を行わせようとする青少年の家等の公表)

第8条 教育委員会は、青少年の家について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする青少年の家、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第9条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第10条 教育委員会は、青少年の家について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する青少年の家の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

別表第1(第2条関係)

区分	入退所時間	備考
少年自然の家 玄海青年の家	午前9時から午後5時まで	教育委員会が特に必要があると認めるときは、入所及び退所の時間を変更することができる。
足立青少年の家 畑キャンプセンター 夜宮青少年センター	午前9時から午後10時まで	

別表第2(第7条関係)

設備		使用料の額
冷 暖 房 設 備	面積が50平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 70円
	面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 140円
	面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 210円
	面積が150平方メートル以上250平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 280円
	面積が250平方メートル以上の部屋	30分又はその端数ごとに 420円

○北九州市立青少年の家管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号。以下「条例」という。）並びに北九州市立青少年の家管理規則（昭和 47 年北九州市教育委員会規則第 11 号）に定めるもののほか、北九州市立青少年の家の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（使用許可の要件）

第 1 条 使用の許可を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) もっぱら営利を目的とした使用でないこと。
- (2) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための使用又はその政治的活動をするための使用ではないこと。
- (3) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれらに反対するための使用ではないこと。

（入所の制限）

第 2 条 所長（足立青少年の家及び畑キャンプセンターについては、コミュニティ支援課長をいう。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する者に対しては、入所を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認める者

（使用の申請）

第 3 条 青少年の家を使用しようとする者は、使用申請書（第 1、2、3、4 号様式）を所長に提出しなければならない。

（使用の不許可）

第 4 条 所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第 2 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第 5 条 所長は、前条の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する（以下、「使用許可の取消し等」という。）ものとする。

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（使用の条件）

第 6 条 所長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて許可することができる。

（使用料の減免）

第 7 条 条例第 5 条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

（使用料の不返還）

第 8 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責任によらない理由により使用で

きないときは、その全額を返還する。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 使用の許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可なくして、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (6) 使用を終えたとき又は条例第3条の3及び本要綱第5条の規定に基づく使用許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。
- (7) 使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立ち入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第11条 使用者が建物若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

別表

区 分	減免の割合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の10割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等 各室使用料の10割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。	施設使用料の10割
(7) 年長者施設利用証、下関市介護保険被保険者証(65歳以上)、公的機関が発行した福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等)の交付を受けた者が宿泊するとき。(施設利用証、被保険者証及び証明書を提示した場合に限る。)	施設使用料の2割
(8) 市内に在住する、又は市内に通学あるいは通勤する20歳未満の青少年がユースステーションを使用するとき。	施設使用料の5割
(9) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

注 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級～4級までの者に限る。)が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。

○北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長、財産区並びに地方独立行政法人をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 帳簿の作成及び公表

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに法第75条第1項の政令で定める事項を記載した帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し、及び公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを除く。)については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(条例で定める開示情報及び不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の氏名に係る部分(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当する部分及び次項に該当する部分を除く。)とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。)とする。

(開示請求に対する措置)

第5条 実施機関は、法第82条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない場合(法第81条の規定により開示請求を拒否する場合及び当該保有個人情報を保有していない場合を除く。)において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を当該各項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求等に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写しの交付を受ける者(電磁的記録に記録されている保有個人情報について、規則で定めるものの交付を受ける者を含む。)は、当該写しの交付に要する費用を納付しなければならない。

3 市長及び地方公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を徴収しないことができる。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 利用停止

(利用停止決定等の期限)

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、

当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会 (設置等)

第13条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問(以下「審査請求に係る諮問」という。)に応じ、同項の審査請求について調査審議するため、市に、北九州市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第24条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (3) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年北九州市条例第22号)第45条第1項の規定による諮問に応じ、同項の審査請求について調査審議すること。
- (4) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。

(組織)

第14条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第16条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第2節 諮問等

第17条 審査請求に係る諮問は、弁明書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第2項の弁明書をいう。以下同じ。)の提出を受け、又は弁明書を作成した後(反論書(同法第30条第1項に規定する反論書をいう。以下同じ。)又は意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。)を提出すべき期間を定めたときは、当該期間を経過した後)、速やかに、審査会に行わなければならない。

- 2 審査請求に係る諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、弁明書の写し(反論書又は意見書が提出された場合は、それらの写しを含む。)を当該諮問と同時に(反論書又は意見書が当該諮問後に諮問庁に提出された場合は、それらの提出を受けた後、速やかに)、審査会に提出しなければならない。
- 3 諮問庁は、審査請求に係る諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の裁決を速やかに行うものとする。
- 4 諮問庁は、前項の裁決に係る裁決書の主文が同項の審査会の答申と異なる内容である場合には、その理由を当該裁決書に記載しなければならない。

第3節 審査会の調査審議の手續等

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報情報の提示を求めることができる。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による要求があったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、及び審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第19条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合には、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第21条 審査会は、第18条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された前項の主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項本文の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審査会が行う第13条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4節 雑則

(個人情報の適正な取扱いに関する意見の聴取等)

第24条 実施機関(地方独立行政法人を除く。第3号において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 第13条第2項第3号の規定による調査審議に係る諮問等及び審査会の調査審議の手続等については、同条第1項の規定による調査審議の例による。

3 審査会が行う第13条第2項第3号の規定による調査審議の手続は、公開しない。

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料第25条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

第6章 雑則

(開示請求等の状況の公表)

第26条 実施機関は、毎年度1回、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状

況について、その概要を公表するものとする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令6条例41・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第14項の規定は、公布の日から施行する。

(北九州市個人情報保護条例の廃止)

2 北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の北九州市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条に規定する業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において当該職員であった者のうち、個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第3項に規定する受託業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者(以下「旧指定管理者」という。)が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

4 この条例の施行前に旧条例第16条第1項、第30条第1項本文又は第38条第1項本文の規定による請求があった場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第44条第1項又は第47条第2項の規定による諮問をした場合における旧条例に規定する調査審議については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第47条の北九州市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において第15条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

7 旧条例第49条第5項に規定する職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(令6条例41・一部改正)

9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報(以下「指定管理者保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製

し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(令6条例41・一部改正)

- 10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令6条例41・一部改正)

- 11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令6条例41・一部改正)

- 12 付則第7項の規定によりなお従前の例によることとされた同項の義務に違反した者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 13 この条例の施行前に旧条例に規定する違反行為をした者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 14 市長は、この条例の施行前においても、第15条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、当該任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

(北九州市情報公開条例の一部改正)

- 15 北九州市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(北九州市行政不服審査会条例の一部改正)

- 16 北九州市行政不服審査会条例(平成27年北九州市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(北九州市債権管理条例の一部改正)

- 17 北九州市債権管理条例(平成29年北九州市条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(令和6年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は

無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす

公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

(貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

(相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

(貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

(自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

(自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

(契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

(途中解約)

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

(協議事項)

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。